

「公共サービスメッシュ構築に向けた調達仕様書作成等支援業務」調達仕様書に対する意見・質問について

連番	意見内容					回答
	質問／意見	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	
1	質問	P5	1.3.2. 公共サービスメッシュ接続SaaS(仮称)の構成	「フロントサービスアプリに対し各機関が保有する市民の情報を提供するためのAPIを含む」とありますが、ここで記載されている具体的な各機関の名称や接続方法は役務開始後に提示される理解で正しいでしょうか。		「図1 2025年度時点の全体イメージ(検討中の案)(簡略図)」に記載のとおり、標準化済自治体システムの接続を想定しています。具体的な接続方法については、「表2 関連する調達一覧(予定)」No.3の業務の中で検討する想定です。
2	意見	P12P14	1.6.2. 2023年度における関連案件の実施スケジュール 2.4. 関連するプロジェクトとの連携	並行で実施される役務の「公共サービスメッシュの技術詳細等に関する調査研究業務」及び「公共サービスメッシュを用いたプッシュ型サービス等実現のための住民情報の活用にかかる調査研究業務」でのアウトプットは、本役務における要件定義書や調達仕様書作成のインプットとなるものと考えます。そのため、想定で結構ですので、他の役務のアウトプットが提示されるタイミングをスケジュールにご記載ください。	受注者において現実的なスケジュールを作成するため。	「1.6.2. 2023年度における関連案件の実施スケジュール」に、公示済の関連案件の成果物納品等スケジュールを「表3 関連案件の成果物納品スケジュール(予定)」として追記します。
3	意見	P15	3.3. プロジェクト計画書の更新	「必要に応じ、予算等の策定に必要な情報の提供」とありますが、どのような情報を提供すべきなのか具体的にご提示ください。	受注者の作業範囲を明確化するため。	仕様書原案のとおりとします。規模や工数と見積額との検証を行う上で必要と想定される情報全般を想定します。どのような情報がデジタル庁の利益に資するか、技術提案書においてご提案下さい。
4	質問	P15	3.3. プロジェクト計画書の更新	「各調達における費用の積算等もあわせて支援すること」とありますが、費用の積算等に必要な情報は役務開始後、提示される理解でよろしいでしょうか。また、本役務内で開発事業者へのヒアリングや見積り依頼等は許容されるのでしょうか。		提示可能な資料については、デジタル庁より受注者に対して提供しません。デジタル庁と協議の上で、必要に応じ、ヒアリングや見積り依頼等を実施していただくことは支障ありません。
5	意見	P15	3.3. プロジェクト計画書の更新	「受注者は、主管組織の求めに応じて、自己点検シートによる確認を行い、」とありますが、自己点検シートとは、受注者が作成するチェックシートになるのでしょうか。それとも、主管組織等、受注者以外から提供されるものになるのでしょうか。受注者以外から提供されるものであれば、提案時の閲覧資料としてご提示ください。	受注者の作業範囲を明確化するため。	仕様書原案のとおりとします。本記述は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に記載のプロジェクト工程レビューにおける自己点検を想定したものです。同ガイドライン及び実施手順書等の資料一式は、デジタル庁ウェブサイトで公開されています。 https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines/

「公共サービスメッシュ構築に向けた調達仕様書作成等支援業務」調達仕様書に対する意見・質問について

連番	意見内容				回答	
	質問／意見	頁	項目名	意見・質問等		
6	意見	P16	3.4. 要件定義書の作成	<p>「各システムについて、業務要件、機能要件、非機能要件の各要件定義書を作成すること」とありますが、要件定義書や調達仕様書を作成するにあたり、インプット情報となり得る「公共サービスメッシュの技術詳細等に関する調査研究業務」及び「公共サービスメッシュを用いたプッシュ型サービス等実現のための住民情報の活用にかかる調査研究業務」等、並行で実施されている関連する他の調達案件で作成した成果物や資料を提案時の閲覧資料としてご提示ください。また、既に実施済み、実施中である「デジタル連携基盤の構築に向けた調査研究」、「公共サービスメッシュの構築に向けた調査研究」の成果物や資料等についても提案時の閲覧資料としてご提示ください。</p>	<p>要件定義書、調達仕様書作成に必要な情報が明示されていないと、適切な見積りが困難なため。</p>	<p>仕様書原案のとおりとします。 令和4年度に事業が完了し成果物の納品を受けている「デジタル連携基盤の構築に向けた調査研究」、「公共サービスメッシュの構築に向けた調査研究」の成果物については、閲覧に供することを予定しています。 一方、「公共サービスメッシュの技術詳細等に関する調査研究業務」及び「公共サービスメッシュを用いたプッシュ型サービス等実現のための住民情報の活用にかかる調査研究業務」については、本業務の入札公告の時点で業務開始後間もないため、閲覧に供することが可能な成果物がほとんどないと考えられます。</p>
7	質問	10	1.5.1. 調達案件の一覧	<p>■仕様書該当箇所 表2項番4「(公共サービスメッシュコアシステム及びインターフェースサービス部分と、情報活用サービス部分の2本分)」</p> <p>■質問 調達支援の対象案件数について、他の記載箇所では「3本」となっております。どちらが正確な記載かご教示ください。</p>		<p>誤記のため修正します。</p>
8	質問	13	2.2 作業場所	<p>■仕様書該当箇所 「作業場所は、日本国内かつ、デジタル庁から公共交通機関で1時間以内を範囲とすること。」</p> <p>■質問 要員の自宅等におけるテレワークが作業場所として承認された場合は、上記の要件は該当しない(要員の自宅等が1時間以内である必要はない)という理解でよろしいでしょうか。</p>		<p>ご認識の通りです。</p>
9	意見	15	3.2.2. 主管組織における課題・作業の洗い出し支援	<p>■仕様書該当箇所 「3.3 の対策を含め、調達以外の課題・作業の洗い出しに係る支援を行うこと。」</p> <p>■意見 本業務(調達支援)の趣旨や、他調達案件との責任分界等を考慮すると、「調達の課題・作業の洗い出しに係る支援」ではないかと推察いたしますので、修正をご検討いただけますと幸いです。 (調達以外に支援内容として想定されているテーマがあれば、仕様書上に明記いただけますと幸いです)</p> <p>また、「3.3の対策を含め、」という記載について、恐れながら記載の趣旨を図りかねるところがございますので、補足等の追記をご検討いただけますと幸いです。</p>	<p>業務範囲を正確に理解するため。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 「3.2.2. 主管組織における課題・作業の洗い出し支援 受注者は、調達における課題・作業の洗い出しに係る支援を行うこと。具体的には、調達を行うに当たって整理が必要な事項の洗い出し、スケジュール上のリスク分析と対策等が挙げられる。洗い出したものは、期限・実施時期とともにリスト化及び図示すること。」</p>

「公共サービスメッシュ構築に向けた調達仕様書作成等支援業務」調達仕様書に対する意見・質問について

連番	意見内容					回答
	質問／意見	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	
10	質問	16	3.4. 要件定義書の作成	<p>■仕様書該当箇所 「2.1 対象とする情報システム」に記載する各システムについて、業務要件、機能要件、非機能要件の各要件定義書を作成すること。」</p> <p>■質問 ①上記の「各システム」(要件定義書の作成単位)とは、仕様書2.1に示された以下A)～C)という理解でよろしいでしょうか。 A) 公共サービスメッシュ(コアシステム及びインターフェース(IF)サービス) B) 公共サービスメッシュ(機関間連携サービス) C) 公共サービスメッシュ(自治体内情報活用サービス)</p> <p>②要件定義書の作成単位については、現時点で決定するのではなく、本業務における検討と並行して決定することが望ましいと考えております。そのような進め方を想定しても問題ございませんでしょうか。</p>		<p>①ご認識の通りです。 ②デジタル庁の想定よりも望ましい進め方等があれば、業務を進める中で適宜ご提案下さい。</p>
11	意見	16	3.4. 要件定義書の作成	<p>■仕様書該当箇所 業務要件、機能要件、非機能要件の各要件定義書を作成すること。</p> <p>■意見 要件定義書を期限内に品質を確保しつつ作成するためには、作成のインプットとして、「表2 関連する調達一覧(予定)」における各案件の検討結果をご提供いただくことが極めて重要であると考えております。各案件の検討結果について、ご提供いただける検討内容、時期の目安を仕様書に追記いただけますと幸いです。</p>	実現性のある作業スケジュールを立案するため。	連番2にて回答したとおり、「1.6.2. 2023年度における関連案件の実施スケジュール」に、公示済の関連案件の成果物納品等スケジュールを追記します。
12	質問	16	3.5.1. 調達仕様書案の作成	<p>■仕様書該当箇所 令和6年度に契約する調達仕様書3本(予定)について、その仕様書案の作成を行うこと。</p> <p>■質問 作成する調達仕様書が増える可能性はありますでしょうか。また、増える場合については改めて変更契約を行う想定でよろしいでしょうか。</p>		現時点で作成対象の調達仕様書が増えることは想定していませんが、一般論として、仕様書に記載の成果物に変更が生じた場合は、変更仕様書を作成の上、変更契約を行うものと考えます。
13	意見	22	6.1 作業実施体制	<p>■仕様書該当箇所 表6「責任者」 ・本業務ではない他プロジェクトとの兼務は原則認めない</p> <p>■意見 上記について、要員の柔軟な配置を検討するため、要件の削除を検討いただけますと幸いです。</p>	要員の柔軟な配置を可能とするため。	ご意見を踏まえ、当該要件を削除します。
14	質問	22	6.2.2 業務要員	<p>■仕様書該当箇所 以下の要件を満たす要員を業務要員として配置すること。 ・各種要件定義書の～ ・国における～ (以降略)</p> <p>■質問 上記については、列挙された各要件について、体制内のいずれか1名の要員が満たしていればよいという理解でよろしいでしょうか。 また、箇条書き1点目の改行について、誤記と思われまます。</p>		業務要員のいずれかが要件を満たし、業務要員全体で要件を満たす趣旨を明示するよう、修正します。 2点目については、誤記のため修正します。

「公共サービスメッシュ構築に向けた調達仕様書作成等支援業務」調達仕様書に対する意見・質問について

連番	意見内容				回答
	質問／意見	頁	項目名	意見・質問等	
15	意見	22	6.2.2 業務要員	<p>■仕様書該当箇所 ・情報システムの設計・開発に関する実務経験を有すること ・情報システムの保守・運用に関する実務経験を有すること</p> <p>■意見 上記について、要員の柔軟な配置を検討するため、要件の削除を検討いただけますと幸いです。</p>	<p>要員の柔軟な配置を可能とするため。</p> <p>仕様書原案のとおりとします。 本業務では、運用・保守も見据えた設計・開発を行う上で必要となる調達仕様書の作成支援業務であり、情報システムの設計・開発及び運用・保守に関する実務経験を業務要員に求めることとしています。</p>
16	意見	22	6.2.2 業務要員	<p>■仕様書該当箇所 ・複数のシステム関連事業者が参画する大規模プロジェクト(設計・開発、HW/SW 導入・保守、運用、AP 保守等の複数の情報システム関連事業者により実施されるプロジェクト)において、調達仕様書作成及び調達事務またはその支援を行った経験を十分に有すること。</p> <p>■意見 上記について、本業務の特徴を鑑み、下記の要件を追記してはいかがでしょうか。 ・国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等公的な複数機関にまたがり利用される情報システムに係る情報システム基盤等の業務経験を有する者を1名以上配置すること。</p>	<p>実効性の高い業務遂行を可能とするため。</p> <p>仕様書原案のとおりとします。 ただし、技術等評価において加点する要件とするか検討します。</p>
17	意見	27	10.5 その他	<p>■仕様書該当箇所 本調達仕様書に記載なき事項にあっても本調達の作業の遂行において必要と認められる事項に関しては、別途デジタル庁と協議の上、行うこと。</p> <p>■意見 以下のとおり修正をご検討いただけますと幸いです。「別途デジタル庁と協議の上、双方合意した範囲において対応すること。」</p>	<p>双方合意した範囲において対応することを明確にするため。</p> <p>仕様書原案のとおりとします。</p>
18	質問	10	公共サービスメッシュ構築に向けた調達仕様書作成等支援業務【本調達】の概要説明	<p>本業務では、機関間連携サービスも含めた範囲であり、現時点では3本の調達を予定しているという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>P10では「公共サービスメッシュコアシステム及びインターフェースサービス部分と、情報活用サービス部分の2本分」との記載があり、機関間連携サービスに該当する部分を対象範囲から除いた表記のように読み取れますが、仕様書の以下の各ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P6(表1 想定される主要業務一覧) ・P12(図4 関連案件の実施スケジュール(想定)内の調達線表) ・P13(2.1 対象とする情報システム A/B/C) ・P16(3.5.1. 調達仕様書案の作成 冒頭の3本(予定)) <p>という箇所 の記載を踏まえると、本業務に機関間連携サービスは支援対象範囲に含まれると読み取れることから、念のための確認のための質問となります。</p>	<p>—</p> <p>連番7で回答したとおり、「表 2 関連する調達一覧(予定)」に誤記がありましたので修正します。</p>
19	意見	21-22	表 6 作業実施体制	<p>「本業務ではない他プロジェクトとの兼務は原則認めない」の要件について、削除ないし兼務可能とする等、要件見直しは可能でしょうか。</p>	<p>要員要件に記載されている要件を満たす要員が兼任で参画できるようにすることでコスト軽減が見込まれるため</p> <p>連番13で回答したとおり、修正します。</p>
20	意見	22	6.2. 作業要員に求める資格要件	<p>ガバメントクラウドに関連する実務経験を有することを、必須要件もしくは考慮要件として追加することは可能でしょうか。</p>	<p>本業務を効率的・効果的に推進するにあたっては、P20に記載のように、ガバメントクラウドに関する庁内PJと密に連携を図る必要があり、密に連携を図るにあたり、要員に対する要件としてガバメントクラウドに係る知見や経験は、本業務の推進に重要な要素の1つ考えられるため</p> <p>仕様書原案のとおりとします。 ただし、技術等評価において加点する要件とするか検討します。</p>

「公共サービスメッシュ構築に向けた調達仕様書作成等支援業務」調達仕様書に対する意見・質問について

連番	意見内容				回答	
	質問／意見	頁	項目名	意見・質問等		
21	意見	22	6.2. 作業要員に求める資格要件	「以下の要件を満たす要員を業務要員として配置すること」を独立させ、「複数のシステム関連事業者～」以降の5つの要件と分けることは可能でしょうか。	5つの要員要件を明確化するため	連番14で回答したとおり、修正します。
22	意見	22	6.2. 作業要員に求める資格要件	「以下の要件を満たす要員を業務要員として配置すること」の後に、要件は参画要員が複数名で満たせばよい旨を追加することは可能でしょうか。	業務要員の要件充足方法を明確化するため	連番14で回答したとおり、修正します。